

第 474 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 11 月 10 日(金) 10:01～10:13

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第474回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の 1 「ガス導管事業者の2022年度収支状況の事後評価について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料 3 について御説明いたします。

毎年行っていることではありますけれども、ガス導管事業者の託送収支の事後評価につきまして、本年11月 1 日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、本委員会に意見聴取がありました。

本年度の、その託送収支の事後評価の進め方につきまして、御審議いただきたいと考え

ております。

1. 経緯・概要のところにつきましては、先ほど申し上げたとおりです。

これを踏まえて、料金制度専門会合において、事後評価に関して事務局にて行った評価を確認いただくことにしたいと考えております。

また、「追加的な分析・評価」として、法令に基づく事後評価の結果、値下げ届出が行われた場合における、その届出内容についても確認等をいただくこととしたいと考えております。

2. 本年度の進め方（案）ですが、「対象事業者」は、全 147 社になります。

「評価内容」につきましては、「法令に基づく事後評価」に加えまして、「追加的な分析・評価」も行いたいと思います。

本年度、今回の事後評価におきましては、昨年度、指摘があった値下げが十分でないとされた事業者のフォローアップなども行いたいと考えております。

3. スケジュールにつきましては、11 月中旬に料金制度専門会合を行った上で、12 月上旬にも法令に基づく事後評価の結果について、経済産業大臣及び各経済産業局長に回答することとしたいと思います。

料金制度専門会合の取りまとめと委員会への報告は、今年度末をめどとして考えております。参考までに、昨年度のスケジュールを掲載しております。

説明は以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において、ガス託送料金の事後評価について確認をすることとしてよろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の 2 「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤総合監査室長から、御説明をよろしく願いいたします。

○伊藤総合監査室長 資料4を御覧ください。

「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」です。

8行目を御覧ください。本年度におけますガス小売経過措置料金の事後評価の進め方について、御審議いただくものでございます。

1. 趣旨でございます。13行目以降ですけれども、ガス小売経過措置料金については、原価算定期間終了後に、毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することとなっております。

令和5年11月1日付けにて、経済産業大臣及び経済産業局長から、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のうち、原価算定期間中の熱海ガスを除く3社のガス小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

21行目、2. 本年度の進め方(案)でございます。

1) 対象事業者は、記載の3社でございます。

26行目以降でございますが、2) 評価内容でございます。電気事業法に基づく審査基準第2(8)④に基づきまして、以下の項目について評価を行います。

39行目以降ですけれども、上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令発動の可否を検討します。当該命令の発動までの評価フローは、資料4の参考資料のとおりでございます。

3. スケジュールでございます。

本年11月中旬、料金制度専門会合での御審議を経て、12月上旬、本委員会におきまして、経済産業大臣への回答について審議をいただく予定でございます。

説明は以上です。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合においてガス小売経過措置料金の事後評価について確認することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「紛争処理に係る各種規程等の整備について」に関しまして、田中総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田中総務課長　資料5を御覧いただけますでしょうか。「紛争処理に係る各種規程等の整備について」となっております。

電事法上、本委員会の業務として、あっせん・仲裁の紛争処理が定められているわけですが、これらの手続の細目となる規程がございますので、委員会が定める各種規程について、以下のとおり整備を行うものとなっております。

こちらは、各項目とも、引用条文の条ずれを修正するものでございまして、1.につきましては、電力・ガス取引監視等委員会令の規定に基づきまして、電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程が定められていますので、そちらについて、引用条文の条ずれなどの修正を行うものでございます。

2. は、電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程に基づきまして、紛争処理の公表等の扱いを定めた規定がございますので、そちらについても、引用条文等の条文番号の修正等を行うものでございます。

3. につきましては、電事法施行令の規定に基づきまして、仲裁委員の候補者の名簿がつくられているわけですが、名簿自体に、特に何か変更があるわけではございませんが、こちらにも引用条文の条文番号などがずれております。法改正等によって変わっておりますので、その番号を修正するものでございます。

4. が、電力・ガス取引紛争処理マニュアルも定めて公表しておりますので、そちらについても、引用条文等の修正に伴う修正を行うものでございます。

それで、後ろのほうが参照条文という形になっているところでございます。各規定に関しては、こちらは詳細になりますので、説明は割愛をさせていただければと考えておりますが、資料5－1が紛争処理規程で、資料5－2が公開に係る規定、資料5－3が名簿で、資料5－4が紛争処理マニュアルとなっております。

以上、資料5に関する御説明でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局においては、この方針で進めていただきますようお願いをいたします。

ありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」につき、10月26日付けで、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願います。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——